



経済・府政記者クラブ同時資料配付

京都労働局発表

令和元年8月30日(金)

担当

労働基準部 監督課

課長 米村 祐規

主任監察官 笠原 勝

電話 075-241-3214(ダイヤル)

## 自動車運転者を使用する事業場に対する 平成30年の監督指導結果を公表します

～労働基準関係法令違反が認められたのは、監督指導実施事業場のうち84.6%の99事業場～

京都労働局(局長 南保 昌孝)は、今般、平成30年に、府内の七つの労働基準監督署において自動車運転者を使用する117事業場に対して実施した監督指導結果を取りまとめましたので、公表します。(別紙1参照)

京都労働局では、来月の「秋の全国交通安全運動(9月21日～30日)」の時機を捉えて監督指導を実施するなど、引き続き自動車運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでいきます。

### 【監督指導結果の概要】

#### 1 監督指導の実施事業場：

117事業場

このうち、99事業場(全体の84.6%)で労働基準関係法令違反あり

65事業場(全体の55.6%)で改善基準告示 違反あり

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)(別紙2参照)

#### 2 主な労働基準関係法令違反(違反事業場数：99事業場)

(1) 違法な時間外労働のあったもの：

68事業場(全体の58.1%)

(2) 適正な割増賃金が支払われていなかったもの：

46事業場(全体の39.3%)

(3) 違法な休日労働のあったもの：

5事業場(全体の4.3%)

#### 3 主な改善基準告示違反(違反事業場数：65事業場)

(1) 1日の最大拘束時間を超えていたもの：

53事業場(全体の45.3%)

(2) 1か月の総拘束時間を超えていたもの：

49事業場(全体の41.9%)

(3) 必要な休息期間を与えていなかったもの：

35事業場(全体の29.9%)



## 自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導結果（平成 30 年）

- 1 業種ごとの監督指導実施事業場数、労働基準関係法令違反事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

表中の（ ）内は、監督実施事業場数に対する違反率。以下同じ。

事項 業種	監督実施 事業場数	労働基準関係 法令違反事業 場数	主な違反事項		
			労働時間	休 日	割増賃金
トラック	86	74 (86.0%)	59 (68.6%)	5 (5.8%)	30 (34.9%)
バ ス	3	2 (66.7%)	2 (66.7%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)
ハイヤー・ タクシー	18	15 (83.3%)	4 (22.2%)	0 (0.0%)	9 (50.0%)
そ の 他	10	8 (80.0%)	3 (30.0%)	0 (0.0%)	6 (60.0%)
合 計	117	99 (84.6%)	68 (58.1%)	5 (4.3%)	46 (39.3%)

(注1)「労働基準関係法令違反事業場数」欄は、何らかの労働基準関係法令の違反が認められた事業場数である。

(注2)「その他」欄は、トラック、バス及びハイヤー・タクシー以外の業種で自動車運転者を使用する事業場である。  
以下同じ。

(注3)違反事項が二つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。以下同じ。

- 2 業種ごとの改善基準告示違反事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

事項 業種	監督実施 事業場数	改善基準 告示違反 事業場数	主な違反事項				
			1日最大 拘束時間	1か月総 拘束時間	休息期間	連続運転 時間	最大運転 時間
トラック	86	59 (68.6%)	50 (58.1%)	44 (51.2%)	33 (38.4%)	28 (32.6%)	18 (20.9%)
バ ス	3	2 (66.7%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)
ハイヤー・ タクシー	18	1 (5.6%)	0 (0.0%)	1 (5.6%)	0 (0.0%)	-	-
そ の 他	10	3 (30.0%)	2 (20.0%)	3 (30.0%)	1 (10.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合 計	117	65 (55.6%)	53 (45.3%)	49 (41.9%)	35 (29.9%)	29 (24.8%)	18 (15.4%)

(注1)「改善基準告示違反事業場数」欄は、何らかの改善基準告示の違反が認められた事業場数である。

(注2)ハイヤー・タクシーは、改善基準告示において「連続運転時間」、「最大運転時間」の定めがない。

3 平成 28 年から平成 30 年までの 3 年間に於ける業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反事業場数及び改善基準告示違反事業場数は、次のとおりであった。

業種・事項		年		
		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
トラック	監督実施事業場数	79	63	86
	労働基準関係法令違反事業場数	63 (79.8%)	61 (96.8%)	74 (86.0%)
	改善基準告示違反事業場数	48 (60.8%)	42 (66.7%)	59 (68.6%)
バス	監督実施事業場数	15	8	3
	労働基準関係法令違反事業場数	13 (86.7%)	7 (87.5%)	2 (66.7%)
	改善基準告示違反事業場数	8 (53.3%)	3 (37.5)	2 (66.7%)
ハイヤー・タクシー	監督実施事業場数	15	22	18
	労働基準関係法令違反事業場数	13 (86.7%)	18 (81.8%)	15 (83.3%)
	改善基準告示違反事業場数	3 (20.0%)	5 (22.7%)	1 (5.6%)
その他	監督実施事業場数	7	2	10
	労働基準関係法令違反事業場数	7 (100%)	1 (50.0%)	8 (80.0%)
	改善基準告示違反事業場数	0 (0%)	0 (0%)	3 (30.0%)
合計	監督実施事業場数	116	95	117
	労働基準関係法令違反事業場数	96 (82.8%)	87 (91.6%)	99 (84.6%)
	改善基準告示違反事業場数	59 (50.9%)	50 (52.6%)	65 (55.6%)

# 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」について

## 趣 旨

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)は、バス、トラック、タクシーなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性から、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間(始業時刻から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。))、休息期間(勤務と次の勤務の間の自由な時間)、運転時間等の基準を、平成元年に、大臣告示として制定。

## 制定の経緯

労働時間等の改善を定めた局長通達の策定(昭和42年)



・長時間労働、交通事故の増加  
・路面運送における労働時間及び休息期間に関するILO条約の採択(昭和54年):運転時間上限1日9時間、1週間48時間



拘束時間、休息期間等の基準を定めた局長通達の策定(昭和54年)

中央労働基準審議会での関係労使の議論

通達を大臣告示とすることで労使が合意し、平成元年に「改善基準告示」を策定

制定以降、法定労働時間が段階的に短縮し、週40時間制へ移行するのに合わせて、内容の見直しが行われ現在に至っている。

## 内 容

拘束時間	総拘束時間	トラック：原則 1か月 293時間 バス：原則 4週間平均で1週間 65時間 タクシー：原則 1か月 299時間
	最大拘束時間	トラック、バス、タクシー：原則 1日 16時間 (ただし、1日の原則的な拘束時間は13時間)
休息期間	トラック、バス、タクシー：原則 継続8時間以上	
最大運転時間	トラック：原則 2日平均で1日9時間、2週間平均で1週間44時間 バス：原則 2日平均で1日9時間、4週間平均で1週間40時間	
連続運転時間	トラック、バス：4時間以内  〔運転の中断には、運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に、1回連続10分以上かつ合計30分以上の運転をしない時間が必要。〕	
休日労働	トラック、タクシー：2週間に1回以内、 かつ、1か月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内  バス：2週間に1回以内、 かつ、4週間の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内	

・拘束時間 = 始業時刻から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。)

・休息期間 = 勤務と次の勤務の間の自由な時間

その他、拘束時間の例外や分割休息期間、2人乗務、隔日勤務、フェリー乗船などの場合の特例有り。